港区立中学校海外修学旅行事業業務委託事業候補者募集要項

１　目的

本事業は、港区立中学校第３学年の生徒が義務教育９年間の国際理解教育で得たことを、実際に海外で具体化し、コミュニケーション能力として発揮することにより、異文化への理解をより深めることを目的としています。事業を安全かつ円滑に実施するためには、旅行業務に幅広い知見を持ち、現地でのプログラム内容の調整等に関して豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を有する事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

２　業務概要

（１）件名

港区立中学校海外修学旅行事業業務委託

（２）業務内容

港区立中学校第３学年の全生徒を対象に、修学旅行をシンガポールで実施します。

※詳しくは、【別紙１】仕様書を参照してください。

（３）履行期間

令和９年４月１日から同年１２月２８日まで（予定）

（４）事業規模

４９０，０００，０００円（税込）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。また、提案は上記金額を超えないものとします。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

※令和９年度に行う実地踏査（海外修学旅行の実施に向けての準備行為）、令和１０年度に行う実地踏査はこの事業規模の範囲には含まれません。

※令和９年度及び令和１０年度の実地踏査については、以下のとおりとし、本プロポーザルにおいて選定された事業候補者と別途契約を締結する予定です。なお、契約を締結するに当たっては、港区業者選定委員会の審議を経るものとし、審議の結果により、契約を締結しない場合があります。

＜実地踏査の内容＞

参加人数	１３名
実地時期	２月下旬の２泊４日

視察先	シンガポール ※宿泊施設やプログラム内容先などの本番の修学旅行で行く全ての場所を確認し、見学場所のリスクやチェックを行い、終了後に発注者に報告を行うこと。
ホテル泊	２泊
機内泊	１泊（復路）

３　参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」といいます。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者とします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

（１）港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。又は※港区物品買入れ等競争入札参加資格要件を満たす者であること。

※港区物品買入れ等競争入札参加資格要件

①直近の１年間において、確定した決算を有すること。

②直近の１年間において、法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税を完納していること。

（２）日本国内に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に該当する者でないこと。

（４）経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

（５）港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年７月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

（６）港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年１月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（７）海外の受注型企画旅行を請け負うことが可能であること。

（８）【別紙１】仕様書に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

４　選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和８年１１月９日（月）から 同年１２月２日（水）午後５時まで
募集要項に対する質問受付期限	令和８年１１月２０日（金）午後５時まで
質問一斉回答	令和８年１１月２４日（火）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和８年１２月２日（水）午後５時まで
一次審査（書類審査）結果通知	令和８年１２月１７日（木）
二次審査 （プレゼンテーション及びヒアリング）	令和８年１２月２５日（金）
二次審査結果通知	令和８年１２月２８日（月）
契約手続き	令和９年１月１５日（金）以降

５　配布資料等

（１）配布場所

「13　担当・連絡先」の記載のとおり

※配布書類は、区ホームページからダウンロードが可能です。

（２）配布期間等

ア　窓口配布期間

令和８年１１月９日（月）から同年１２月２日（水）まで

※午前９時～午後５時（土・日・祝日を除く）

イ　ホームページ掲載期間

令和８年１１月９日（月）から同年１２月２日（水）まで

（３）配布書類

プロポーザル実施関係

①　募集要項

②　【別紙１】仕様書

③　【別紙２】港区立中学校海外修学旅行事業業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

①　【様式１】質問書

②　【様式２】参加表明書兼参加資格審査申請書

③　【様式３】共同事業体構成書
④　【様式３－２】共同事業体協定書兼委任状
⑤　【様式３－３】委任状
⑥　【様式４】事業者概要及び業務実績
⑦　【様式５】業務従事予定者の経歴
⑧　【様式６】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
⑨　【様式７】企画提案書
⑩　【様式８】見積書
⑪　【様式９】プロポーザル参加辞退届

６　質問書の受付・回答

（１）受付期限

令和８年１１月２０日（金）午後５時まで

（２）受付方法

【様式１】質問書に必要事項と質問を記入の上、「13　担当・連絡先」までメールで提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。

（３）回答方法

令和８年１１月２４日（火）に、全ての質疑に対する回答書を区ホームページで公表します。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

７　企画提案書等の提出

（１）提出受付期間

令和８年１１月９日（月）から同年１２月２日（水）まで
午前９時から午後５時まで
※事前に電話予約の上、来所してください。

（２）提出先

港区教育委員会事務局学校教育部先端教育担当
港区芝公園一丁目５番２５号　港区役所７階７０８
TEL　０３－３５７８－２７８７

（３）提出方法

直接担当まで持参してください。

（４）提出資料

①　物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

② 旅行業登録通知書（写）又は海外の受注型企画旅行の請負が可能であることを示す公的書類
③ 【様式２】参加表明書兼参加資格審査申請書
※④～⑥は、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出
④ 【様式３】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出
⑤ 【様式３－２】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出
⑥ 【様式３－３】委任状 ※該当する場合のみ提出
⑦ 加点対象となる地域貢献活動項目がある場合は各項目指定の提出書類
※該当する場合のみ提出。【別紙２】港区立中学校海外修学旅行事業業務委託事業候補者選考基準参照
⑧ 【様式４】事業者概要及び業務実績
※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。
⑨ 【様式５】業務従事予定者の経歴
⑩ 【様式６】業務従事予定者の配置計画及びスケジュール
⑪ 【様式７】企画提案書
⑫ 【様式８】見積書
※ＡとＢを提出してください。なお、Ｂについては１０校分作成して提出してください。

※競争入札参加資格登録業者以外の者は、①に替えて以下の書類を提出してください。
○ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
※申請日前３か月以内に発行されたもの
○ 印鑑登録証明 ※申請日の３か月前以降に発行されたもの
○ 財務諸表（最新の事業年度のもの）
○ 法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書（最新の事業年度のもの） ※税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF 形式）を印刷したもの。
○ 法人税及び消費税及び地方消費税の納税証明書その１（最新の事業年度のもの） ※税務署で発行されたもの又は電子納税証明書（PDF 形式）を印刷したもの。

（５）提出部数
ア 提出資料①から⑦ １部
イ 提出資料⑧から⑫ 正本１部、副本９部

※提出資料⑧から⑫は順番に重ねて、ファイルに綴じてください。**正本１部は表紙に事業者名を記入し、副本９部については事業者名を記入しないでください。**また、**全ての提案書等の中には、事業者名（協力事業者名を含む。）を特定する事項（社名、マーク等）を記入しないでください。**

ウ　提出資料（正本）データを格納したＣＤ－Ｒ等　１枚
※ＣＤ－Ｒ等表面には社（者）名を記入してください。

（６）留意事項

ア　各資料は片面、Ａ４サイズ、文字サイズは１１ポイント以上としてください。

イ　補足資料は様式７に付随するもののみ可とします。全体で片面１０枚以内とし、様式７のサイズに合わせること。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載してください。

ウ　正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

エ　各様式は、独自様式によらず、区が提示する様式を使用すること。特に様式７については、書体、レイアウト等を変更せず、区が提示する様式により作成すること。

８　事業候補者の選考と審査

【別紙２】港区立中学校海外修学旅行事業業務委託事業候補者選考基準のとおりです。

９　提案に当たっての注意事項

（１）次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

①　提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
②　記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
③　虚偽の内容が記載されているもの
④　この要項に定める手続以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合

（２）本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

（３）提出書類等の返却はいたしません。

（４）提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。

（５）質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。

（６）提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製すること

があります。
（７）選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用権を持つものとします。
（８）仕様書に記載した業務責任者は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
（９）区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
（10）参加表明後にプロポーザル参加を辞退する場合は、【様式９】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10　その他

（１）プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
（２）プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、又はセキュリティ監査等が該当します。
（３）プロポーザル関連書類作成のために区が配布した資料等は、区の許可なく公表・使用することはできません。
（４）本業務への参加申込事業者が１者の場合であっても、各審査を実施します。
（５）プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
（６）ＦＡＸ等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
（７）公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
（８）区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則（昭和 39 年港区規則第６号）第 39 条の２の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
（９）虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11　選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、全て区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第５条に定めるものを除きます。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出

された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12　開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第３項第３号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13　担当・連絡先

港区芝公園一丁目５番２５号　７階　７０８
港区教育委員会事務局学校教育部先端教育担当
電　話：０３―３５７８―２７８７
メール：minato122@city.minato.tokyo.jp